



秋田県公報

目次

ページ

告示

道路区域の変更(八一六、八一七・道路課)……………1

道路区域の変更及び供用開始(八一八、八一九・道路課)……………1

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表(八二〇・河川砂防)……………2

一 道路の区域

道	県		道		道路の種類	旧新別	路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧	新	旧							
大館鷹巣線	大館鷹巣線	A	B	北秋田市栄字竹原岱九七番から字摩当四番地先まで	敷地の幅員(メートル)	四・五〇〇～三六・五〇〇	〇・九二七	A	北秋田市栄字竹原岱九七番から字摩当四番地先まで	九・〇〇〇～四五・〇〇〇	〇・八七〇
	A	B	北秋田市栄字竹原岱九七番から字摩当四番地先まで	八・〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・八七〇						
						B	北秋田市栄字竹原岱六四番から字摩当一番二まで	二・〇〇〇～二一・〇〇〇	〇・七四三		
	A	B	北秋田市栄字竹原岱九七番から字摩当四番地先まで	八・〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・八七〇						
						B	北秋田市栄字竹原岱六四番から字摩当一番二まで	二・〇〇〇～二一・〇〇〇	〇・七四三		
	北秋田市栄字竹原岱九七番から字摩当四番地先まで	八・〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・八七〇								
				北秋田市栄字竹原岱九七番から字摩当四番地先まで	八・〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・八七〇					

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

告 示

秋田県告示第八百十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

課)……………3

公告……………3

土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………3

土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………3

共同施行等土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿地域振興局農林部)……………4

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………4

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年九月三十日から同年十月十三日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年九月三十日

秋田県告示第八百十七号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	新	揚の下岩脇線	北秋田市七日市字上屋敷四三番地先から字太田面四番一まで	一五・〇〇〇〃三五・〇〇	〇・八六八	
		揚の下岩脇線	北秋田市七日市字上屋敷四三番地先から字太田面四番一まで	一五・〇〇〇〃三五・〇〇	〇・八六八	
県 道	旧	揚の下岩脇線	北秋田市七日市字上屋敷四三番地先から字太田面五四番まで	四・〇〇〇〃七五・〇〇	〇・八八一	
		揚の下岩脇線	北秋田市七日市字上屋敷四三番地先から字太田面四番一まで	一五・〇〇〇〃三五・〇〇	〇・八六八	
県 道	新	揚の下岩脇線	北秋田市七日市字上屋敷四三番地先から字太田面五四番まで	四・〇〇〇〃七五・〇〇	〇・八八一	
		揚の下岩脇線	北秋田市七日市字上屋敷四三番地先から字太田面四番一まで	一八・〇〇〇〃三八・〇〇	〇・八六八	
県 道	旧	揚の下岩脇線	北秋田市七日市字上屋敷四三番地先から字太田面四番一で	四・〇〇〇〃一八・〇〇	一・〇一六	
		揚の下岩脇線	北秋田市七日市字上屋敷四三番地先から字太田面四番一	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年九月三十日から同年十月十三日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十七年九月三十日

秋田県告示第八百十八号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

県道	新	旧
	真坂五城目線	真坂五城目線
	南秋田郡五城目町浦横町字家の上一九番地先から字盛山下四五番地先まで	
	七・〇〇〇～三・〇〇〇	六・〇〇〇～一九・〇〇〇
	〇・二三三	〇・二三三

- 二 供用開始の期日 平成十七年九月三十日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年九月三十日から同年十月十三日まで

秋田県告示第八百十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十七年九月三十日
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	真坂五城目線	真坂五城目線				六・〇〇〇～八・〇〇〇	〇・〇四一
	真坂五城目線					七・〇〇〇～八・〇〇〇	〇・〇四一

- 二 供用開始の期日 平成十七年九月三十日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年九月三十日から同年十月十三日まで

次の図のとおり
 （次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。）

秋田県告示第八百二十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。
 平成十七年九月三十日

- 一 浸水想定区域を指定した河川の名称
 - 一級河川太平洋川及び一級河川旭川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

秋田県知事 寺田典城

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年九月二十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県南旭生川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年九月二十

一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、横手市明永町八番十二号石井政巳ほか二人からなされた土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（明永地区ほ場整備事業）計画書及び規約の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年九月三十日から同年十一月一日まで
- 三 縦覧場所 横手市役所

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
除雪トラック（七トン級） 二台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十八年一月十六日（月）
 - (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - 1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - 2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - 3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (二) (一)2の資格に係る申請

(一)2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十七年十月十一日（火）までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号（第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年九月三十日（金）から同年十月十一日（火）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- 平成十七年十月十七日（月）午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要資料等を提出する。]

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概観

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Snowplows (7 ton class)

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 17 October, 2005

3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita Prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄